

## 固定資産評価審査委員会

黒田彬委員の任期満了に伴い、6月議会で飯綱浩二さんが、陶延義雄委員の任期満了に伴い、9月議会で小福田茂利さんが固定資産評価審査委員に指定されました。



飯綱浩二さん

任期  
平成23年7月5日～  
平成26年7月4日



小福田茂利さん

任期  
平成23年10月1日～  
平成26年9月30日

問い合わせ先 税制課 ☎32-2012



## 12月4～10日 人権週間

問い合わせ先 人権啓発課 ☎31-0088

**人権ポスター・パネル展**

とき 12月3日(土)～10日(土)  
ところ 地域交流センター(アルネ・津山4階)

内容 人権週間津山市児童生徒ポスター展・人権啓発特設コーナー

**人権週間 特設人権相談**

とき 12月5日(月)午前10時～午後3時  
ところ 津山男女共同参画センター「さん・さん」(アルネ・津山5階)

相談員 人権擁護委員 ※相談無料・秘密厳守

**人権を考える 市民のつどい**

とき 12月4日(日)午後1時～3時15分  
ところ グリーンヒルズ津山リージョンセンター

演題 性も国境も笑って越えて、音楽漫才、ミュージカル、フリー&ボードレス、講師 姉様キングス(漫才師)

参加費 無料 ※要約筆記、手話通訳あり



## ご意見をお聞かせください

(パブリックコメント)

### 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者の保健・福祉と介護保険施策を総合的・計画的に推進するために策定する平成24年度から平成26年度までの計画です。

募集期間 11月21日(月)～12月12日(月)必着

閲覧場所 高齢介護課、各支所市民生活課または市ホームページ

応募資格 次のいずれかに該当すること

①市内在住の人②市内に事業所などがある個人、法人、その他団体③市内に通勤、通学する人

応募方法 高齢介護課または各支所市民生活課に備え付けの用紙(市ホームページから印刷可)に、

①住所②氏名(団体名)③電話番号④意見を明記し、郵送、ファクス、Eメール、市ホームページからの投稿、または直接応募

問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520 高齢介護課(市役所1階9番窓口)

☎32-2070、☎32-2153、

✉kaigo@city.tsuyama.okayama.jp



## 2次募集 一戸建て住宅の耐震診断に補助金が出ます

市内の一戸建て木造住宅の耐震診断にかかる費用の一部を補助します。

対象 次のすべてに該当するもの

- ①市内にある民間住宅(個人所有のもの)
- ②昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅(店舗併用住宅などで店舗部分の面積が半分未満のものを含む)
- ③構造が木造在来工法のもの(柱・梁・筋交いなどで構成されたもの。ツーバイフォー、ログハウス、プレハブなどは対象外)
- ④2階建て以下

補助金額の例

延床面積	耐震診断費用	補助金額(1棟当たり)
200㎡未満	42,000円	40,000円
200㎡以上300㎡未満	52,500円	50,000円

※一般診断法による現況診断の場合

申込方法 建築住宅課に備え付けの申込書に記入し、必要書類を添えて提出

締め切り 12月20日(火)

※その他の診断についてはお問い合わせください

問い合わせ先 建築住宅課(市役所5階) ☎32-2099

## 11月は年金月間 「国民年金」って、どんな制度?

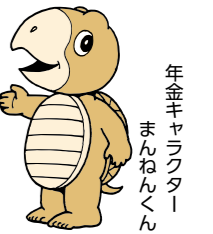
問い合わせ先 保険年金課 ☎32-2072

### 年金は世代と世代の支え合い

公的年金制度は、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく相互扶助の考えを取り入れた制度です。

かつて日本では、祖父母、父母、子どもたちが一緒に暮らし、1つの家庭として高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、核家族化が進み、兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。

このような状況から、国民年金にきちんと加入して、自身の老後に備えましょう。



年金キャラクター  
まんねくん

### 3つの年金であなたをサポートします

☆**老齢基礎年金** 原則25年以上保険料を納めた人は(免除・猶予期間を含む)65歳から年金が支給されます

年額 788,900円(40年間納めた場合)

☆**障害基礎年金** 国民年金加入中の病気やけがにより障害の状態になった時に支給されます(保険料の納付要件あり)

年額 1級=986,100円

2級=788,900円

☆**遺族基礎年金** 国民年金加入者が亡くなった時、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます(保険料の納付要件あり)

年額 1,015,900円(子どもが1人いる妻の場合)

### 20歳になったら国民年金!

☆**どんな人が加入するの?**

第1号被保険者=自営業、農業、漁業、学生、無職の人など

第2号被保険者=会社員、公務員など

第3号被保険者=第2号被保険者に扶養されている配偶者

☆**保険料の支払い方法は?**

第1号被保険者=自主納付(免除・猶予制度あり)

第2号被保険者=給料天引き

第3号被保険者=配偶者の加入する保険制度が負担

☆**加入期間は?**

加入期間は20～60歳の40年間です。20歳になった時や退職した時、配偶者の扶養でなくなった時は第1号被保険者になる届け出が必要です

60歳以上65歳未満の人や、20歳以上65歳未満の海外在住の人も希望により加入(任意加入)することができます

### 保険料は月額15,020円(平成23年度)

☆保険料の納付方法には、便利な**口座振替**や、保険料が割引きになるお得な**前納制度**があります

☆将来、より多くの年金を受給したい人は、月額400円の**付加保険料**を納めることもできます

☆所得が少なく納付が難しい場合は、**保険料免除・猶予制度**があります。免除・猶予を受けた期間に応じた、将来受け取る年金額が少なくなりますが、10年以内であれば後から納めること(追納)ができます

※免除を受けて3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされるので注意が必要です

### ねんきん定期便をご確認ください

日本年金機構では、すべての国民年金などの加入者の皆さんに年金加入記録を確認していただくため「ねんきん定期便」を誕生月に送付しています。

お手元に届いた「ねんきん定期便」に記載されている年金記録をご確認いただき、漏れや誤りがある場合は、年金加入記録回答票にご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

※水色の年金加入記録回答票が入っている人は、必ず回答が必要な人です。訂正がない場合でも、その旨を回答してください

問い合わせ先 「ねんきん定期便専用ダイヤル」 ☎0570-058-555

